

第 1 章

台湾，香港の地位問題



はじめに

本章では台湾と香港の地位問題について解説する。台湾と香港は主権国家の条件を備えていない「領域」である。中国政府は「国際組織には、主権国家が加盟できる場合と、そうでない場合がある」と主張している。中国の主権下にある香港政府も、この主張に沿って香港が加盟および参加している国際組織のリストを作成している。確かに国際組織の憲章や規約のなかには、中国政府の主張を裏づける条項をもつものがある。しかし、本来の戦後国際社会の理念と中国政府の主張との間には乖離がある。戦後の国際秩序は植民地などの従属領域の独立を推進し、主権国家以外の領域が国際社会に参加することを拒むものではない。領域の市民の総意があれば、独立して主権国家として国際組織に加盟することが可能である。こうした独立を武力で妨げることは、国連憲章に違反する。第1節では、戦後の国際社会の秩序とそのなかでの領域のあり方を解説し、台湾と香港の問題を再考する材料を提示する。

そのうえで、第2節と第3節では、香港と台湾が今日の状況に至った経緯をみていく。台湾と香港が国際社会への参加についてフルメンバーシップを得ることができないのは、領域の市民が自決権を行使できなかったからである。とはいえ、現在の台湾、香港の市民の多くは独立を望んでいない。香港市民の多くは香港人であると同時に、中国人としてのアイデンティ

ティも合わせもっている。香港の民主派政党も独立を掲げていない。一方、台湾の市民は長らく「中華民国」という外来の統治機構に支配されてきたが、民主化により台湾市民は名実とも「中華民国」が自分たちの国家であり、自らは「中華民国」の主権者であると考えようになった。しかし、「中華民国」は1970年代に国際社会の承認を失い、台湾市民の国となった時点ではすでに価値が大きく損なわれていた。このため、台湾市民と国際社会の間には、台湾が国家であるか否かをめぐり大きな認識のギャップがある。

とはいえ、台湾と香港は経済社会分野の国際組織や地域枠組に一定の参加を果たしてきた。第4節では、アジア開発銀行（以下、ADB）や、APEC、WTOでの事例を紹介するが、こうした過去の事例をみても、台湾の加盟は常に中国からクレームを受けてきた。しかし、第4節でみた国際組織や地域枠組では、アメリカや日本などの先進国が強いイニシアティブをもち、また中国が既存加盟国でないなどの要因から台湾の加盟が実現した。また、ADBやWTOでは、香港も正式に加盟するメンバーであった。

では、なぜ、東アジア地域枠組においては、台湾と香港の参加が実現しないのだろうか。この問題を説明するため、第5節ではASEANの台湾に対する姿勢を紹介している。ASEANは加盟国の事情から、もともと内政不干渉を原則としてきた。また、中国の意向も受けて、主権国家以外の加盟や参加を閉ざしてきた。このため、ASEANを中心としたASEAN+3でも、同様の問題が起きていると思われる。

第1節 領域の国際参加

現在の国際関係は、国家を基本的な構成単位としている⁽¹⁾。国際連合（以下、国連）はすべての「平和愛好国」に開放されている（国際連合憲章第4条）。国連専門機関もこれに倣っている。普遍的（つまりグローバルな）国際組織だけでなく、地域的国際組織でも加盟資格について、国連や関連分野の専門機関の加盟資格を援用することが多い。つまり、多くの国際組織では国家に加盟資格を与えている。同時に、これらの規定が文字どおり

運用されれば、国家はその自発的意思のみによって、国際組織に参加できるはずである。そうした意味において、国家は国際社会におけるフルメンバーシップをもっているといえる。

一方、領域による国際社会への参加（国際参加⁽²⁾）は、その帰属する国家と、受け入れる国際組織などの規定によって制限がある。序章で述べたように、世界には複数の領域から構成される国家も存在する。原則として、こうした国家においても中央政府が本土領域を含め、帰属するすべての領域を代表する。つまり、国際組織への加盟や参加を含め、外交は原則として中央政府が担う。しかし、国家のなかには複数の領域から構成され、それぞれの領域が異なる文化や歴史的背景をもっているために、本土領域へ統合することが適切でない場合もある。こうした領域には、国際社会への参加を一定程度許されている場合がある。香港やマカオは、その一例である。なお、領域には特定の国家に帰属していない事例や国際的な地位が確定していない事例も存在する（後述）。

国際組織における領域の受入には、大きく分けて2つの形態がある。1つは、国家以外の国際主体に、主権国家と同等の加盟資格と権能を認めるものである。WTOおよび、前身のGATTはその好例である（WTO協定第12条、1947年GATT第26条5項aおよび第33条）。また、地域的国際組織でも領域の加盟を認めるものが多くある。もう1つは、国家にのみ加盟資格を認める国際組織において、主権国家よりも限定された参加資格を与えるものである。たとえば、世界保健機構（WHO）は領域に準加盟国（Associate Member）の地位を与え、世界保健総会（WHA、WHOの総会に相当）を傍聴することを許している（WHO憲章第8条）。また、WHOのほか、国連経済社会理事会や国連専門機関の多くには地域委員会が設置されており、ここでは領域が一般的に参加している。

ただし、こうした国家と領域の区別は原則にすぎない。独立前の過渡的な形態にある領域でも、主権国家と同等に扱われることがある。たとえば、クック諸島やニウエは、ニュージーランドとの「自由連合」のもとにある。その外交や防衛はニュージーランドに委ねられているが、両者はWHOや国際連合教育科学文化機関（UNESCO）や国連食糧農業機関（FAO）、

ADBなどに正式加盟している。また、マルタ騎士団は領土をもたない主権実体である。しかし、多くのキリスト教国が国家として承認しているほか、国連総会オブザーバーの資格を与えられている。

逆に国家つまり中央政府が締結した条約、あるいは国際組織の加盟について、一部の領域が適用除外される場合もある。たとえば、GATT/WTO協定では、その適用を領域ごとに行うことを前提としており、一部の領域を独立関税領域として適用を除外することを認めている（1947年GATT第26条5項a）。これは本国政府が決定するものだが、領域が自らの意思で適用除外を勝ち取った事例もある。デンマークは1973年に加盟したが、その自治領であるフェロー諸島はヨーロッパ共同体（EC、現在のEU）の漁業政策に反対し、単独でECから離脱した。また、同じくデンマーク領のグリーンランドは当初、自治領の地位を得ていなかった。しかし、1979年に自治領に昇格した。そして、1982年に住民投票を行い、その結果にもとづいて1985年にECから離脱した。

なぜ、国家と領域の区別が曖昧になるような事例が多くみられるのだろうか。それは、領域の人民やその政府が、国際社会でのフルメンバーシップを欲するならば、独立して国家を樹立できるからである。第二次世界大戦後は、植民地の人民に独立の権利があるとされている。こうした自決権の行使を妨げるため威嚇や武力行使を行うことは、国連憲章において禁じられている（第2条第4項）。また、1960年に国連総会で採択された「植民地独立付与宣言」（国連決議第1514号第15項）もこうした理念を具現化したものである。同宣言は、人民には自決権があり、人民の自由意思によって政治的地位を決定すべきであると述べている。

ところが、帰属や地位が確定していない領域の場合、こうした理念は必ずしも尊重されていない。マルタ騎士団を除くと、こうした領域に利害関係をもつ国家から妨害を受け、主権国家と同様の国際参加を享受できないことがある。それでも、パレスチナの場合はアラブ諸国をはじめ、多くの途上国から国家承認を受けているため、国連総会オブザーバーの地位を有している。西サハラはアフリカ諸国の支持があるため、アフリカ連合というその地域の代表的な地域機構に加盟している。しかし、台湾の場合、承

認を与える国が23カ国（2010年5月現在）と極めて少なく、その国際参加の余地は非常に少ない。このように地位未定の領域の国際参加は政治的な要因、とくに支援国の数に大きく依存している。

とはいえ、影響力を行使する特定の国を取り上げた場合、その主張には一貫性が必要なはずである。そうしなければ、その主張の正当性が損なわれるからである。中国の場合、「国家でない台湾には、WHOへの加盟資格がない」と主張してきた。一方、ニュージーランドから未だ独立していないクック諸島やニウエのWHO加盟は、中国の主張を覆す事例となり得る。そこで、中国は1997年にクック諸島を、2007年にニウエを国家として承認した。確かにクック諸島は他国による承認例が複数ある。しかし、ニウエの承認は中国が最初であり、また陳水扁政権による国連およびWHOへの加盟申請と同じ年に行われた。これは偶然の一致なのか疑問が残る。自らの主張に一貫性が必要なことは中国も認識しているようであるが、実際の中国の主張や対応には矛盾がある。

では、領域の帰属や地位を決定するのに適切な手段は何であろうか。自決権行使の手段として革命や独立戦争が行われた例も多い。また、その領域を支配あるいは保護する国家が自ら、あるいは他の関係国との協議で決める場合もある。しかし、最も望ましいのは、領域の市民自身が自決権を行使することである。それには、民主的な手段により市民が意思を表明する仕組みが必要である。具体的には、民主的な選挙で選ばれた議会での議論や市民による投票（レファレンダム）などの方法が考えられる。

不幸なことに台湾や香港では、民主的な手段でその地位が決定されてこなかった。中華民国による台湾接収や香港返還は、旧宗主国と中華民国あるいは中華人民共和国の間の交渉結果によるものであった。前者の場合は、接収そのものの法的な瑕疵も指摘される有様である。また、その後台湾の「中華民国」政府が中国代表権に固執し、主要国からの承認や国連の加盟資格を喪失したことも、当時の台湾が蒋介石総統の独裁体制下にあったことに起因している。台湾と香港の市民はその地位を決する重要な局面において、その意思を示す機会を与えられなかった。以下、台湾と香港の歴史や内政と国際的地位の現状について説明する。

第2節 香港

1. 返還と民主化の遅れ

香港はその正式名称「中華人民共和国香港特別行政区」が示すとおり、中国主権下の領域である。自国領土の一部だと主張する領域が返還された場合、その国はその領域を本土に統合してしまうことが多い。しかし、香港は宗主国であるイギリスから中国に返還された後も、本土領域に統合されず、別個の領域として残されている。このため、中国は本土領域のほか、香港およびマカオ特別行政区を加えた3つの領域から構成されていることになる。

香港はイギリスの植民地および租借地^③であったが、1997年に中国へ返還された。しかし、香港の返還は宗主国であったイギリスと返還を求める中国の政府間交渉のみで決定され、返還の是非を問うレファレンダムは実施されなかった。イギリスと中国の交渉が行われた時点では、中国への返還に反対する香港市民も多かった。そのため、返還後に備えて、カナダやアメリカ、イギリス、オーストラリアなど英語圏の先進国に移民する香港市民もいた。

また、今日でも香港の民主化は完成していない。香港の首長である行政長官の選挙では立候補の条件が極めて制限され、また選挙は直接投票ではなく、職能団体や業界団体にもとづく間接選挙（「功能界別選挙」）によって行われている。この「功能界別選挙」は制限選挙であり、普通選挙に比べて有権者数が著しく少ない。また各選挙区の有権者数が異なる。有権者には個人のほかに、団体や法人などの組織が指定されている場合がある。この場合、その組織のトップが事実上の有権者となるなど差別的な要素も強い。そのうえ、選挙結果が直接反映されるのではなく、最終的に行政長官を任命するのは「中央政府」つまり中国政府とされている。中国政府は、その意にそぐわない行政長官が選出された場合、就任を阻むことが可能なのである。

今日の香港において独立を主張する有力な政治勢力は存在しない。しかし、琉球大学、香港大学、台湾の政治大学の研究チームが2005年に行ったアンケート調査では、「中国が自由に選ばせてくれるなら、香港は独立

するべきだ」と答えた香港市民が22%に及んだ⁽⁴⁾。香港の独立を望む声は少数であるが、皆無でもない。

2. 香港の国際参加

中国は香港基本法⁽⁵⁾において、主要な経済社会分野に限定しつつも、香港に一定の国際参加を容認している。ただし、その範囲や方式はやや複雑である。

香港に関する外交は、中国政府の管轄であり（香港基本法第13条）、香港政府ではない。中国の外交交渉において香港にかかわる事柄がある場合は、中国政府の外交交渉団に香港政府の代表を派遣できることになっている（香港基本法第151条）。また、香港政府との協調が必要であるが、中国は締結した条約を香港に適用できる（同第153条）⁽⁶⁾とされている。

確かに、香港政府が自ら諸外国との交渉やその合意文書の締結を行うことも可能である（香港基本法第151条）。しかし、これはあくまでも中国政府が香港政府に授権したものである。実際には香港が諸外国と交渉を行うたびに、中国の外交部長が香港政府に対して授権を行っている⁽⁷⁾。また、中国政府は香港政府に授権を行っても、交渉を完全に委ねるのではない。外交部は香港に特派員公署を設けている。香港が外国政府などとの交渉や協定の締結を行う場合、中国政府は同署を通じて支援することになっている。

当然、香港の議会である立法会の権限には、香港が締結した協議文書などの批准が含まれていない（香港基本法第73条）。発効に批准が必要な条約の場合、その批准は中央の議会である人民代表大会の権限である。このことは、香港と中国本土の間で交わされる協議文書や取決め（中国語では「安排」）についても批准手続きが想定されないことを意味する。

国際組織についてみると、香港が単独で参加できるのは、WTOやAPECのように「国家を構成単位としない」⁽⁸⁾場合のみである。「国家を構成単位とする」場合には、香港が正式加盟することはできない。しかし、条約の場合と同様、中国政府の代表団に香港政府の代表が加わることや、その国際組織において国家以外に用意された形態を用いて参加することが

できる（香港基本法第 152 条）。国連専門機関がこのタイプであり、香港は国連教育科学文化機関（UNESCO）、国際農業開発基金（IFAD）、国連工業開発機関（UNIDO）を除き、多くの国連専門機関に何らかの形で参加している（表 1）。いずれの場合も、国際社会における香港の名義は「中国香港」とすることが定められている。

このほか、中国が当事者ではなかったため、イギリスが香港に適用した効力を返還後も有効とした条約や国際組織への加盟もある。その 1 例として、国際人権規約がある。同規約には「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」（社会権規約）と、「市民的および政治的権利に関する国際規約」（自由権規約）の 2 つがある。中国政府は 1997 年に社会権規約、1998 年に自由権規約に署名した。しかし、中国の人民代表大会は 2001 年に社会権規約のみを批准し、自由権規約を現在も批准していない。いずれにせよ、中国は香港基本法制定や返還の時点でいずれの規約にも調印していなかった。このため、イギリスによる香港への適用を継続している。もう 1 つの例は GATT である。当時の宗主国であったイギリスは 1986 年に

表 1 香港が参加および加盟している国際組織

	中国政府を通して参加	準加盟	加盟
普遍的	国際開発復興銀行（世界銀行） 国際通貨基金（IMF） 国際労働機関（ILO） 世界保健機構（WHO） 国連食糧農業機関（FAO） 国際原子力機関（IAEA） 国際電気通信連合（ITU） 万国郵便連合（UPU） 世界知的所有権機関（WIPO） 国際民間航空機関（ICAO） 国際刑事警察機構（Interpol） もしくは ICPO)*	国際海事機関（IMO） 世界観光機関 （UNWTO)*	世界気象機関（WMO） 国際決済銀行（BIS） 世界貿易機関（WTO）
地域的		国連アジア太平洋経済社会委員会 （ESCAP）	アジア太平洋協力 （APEC） アジア開発銀行（ADB）

（出所）香港政府ウェブサイト参照して筆者作成。

（注）* は普遍的（地域を限定しない）国際組織だが、国連システムに属していない。

GATT 第26条5項aにもとづきスポンサーシップを行使し、香港をGATTの「みなしメンバー」とする旨を宣言した。中国は1986年にGATTへの加盟を申請したが、加盟交渉が長引き、2001年ようやくGATTの後進であるWTOに加盟した。そこで、返還後も、イギリスのスポンサーシップによる「みなしメンバー」の地位を継続する形を採った。なお、1995年にWTOが設立されると、香港はその創設メンバーとなった。ただし、こうした手法が有効であるかは中国や旧宗主国のみが決めることではなく、国際人権規約の当事国やGATTメンバーといった各国の理解が必要である（陳 [2006: 127]）。しかし、アメリカなどの主要国は、民主化や人権問題、経済など多くの分野に関して香港の現状維持を望んだため、問題にはならなかった。

このように香港基本法では、香港に独自の外交能力をほとんど与えていない。香港の国際参加は、交渉の都度、中国政府からの授権を必要としている。しかし、中国政府は通常の授権のほかに、中国政府の交渉団への参加を香港政府に認めることや、旧宗主国による措置の継続適用などさまざまな手法を用いて、香港に幅広い国際参加を享受させてきた。そのため、香港基本法における自治の限界や対外関係における制限といった問題は重視されてこなかった。また、香港政府も常に中国政府との協議のうえで行動しているため、中国政府との衝突が深刻化することはないようにみえる。しかし、香港が本当にFTA締結に関して、事実上の自主権を確保しているのかは、検討を要する。この点は、第4章で検討したい。

第3節 台湾

1. 国際的孤立と国際参加の回復

一方、台湾は事実上独立した状態にあり、台湾政府は正式国名として「中華民国」を名乗っている。台湾では1990年代、李登輝政権の時代に民主化が進み、元首である総統と議会である立法院は直接選挙によって選ばれ

るようになった。しかし、正式な外交関係をもつ国は、中南米やアフリカの一部諸国のみである。また、加盟あるいは参加している国際組織も少なく、国連専門機関には2008年までまったく参加できなかった。香港のような従属領域でないが、国際参加はむしろ香港よりも制限されている。

台湾は戦前日本の植民地であったが、「中華民国」（国民党）政府に接收された。しかし、国民党は中国共産党との内戦に敗れた。中国では中華人民共和国が「建国」され、「中華民国」政府は台湾のみを実効支配するようになった。こうした事例は、分断国家と呼ばれる。分断国家のうち、旧東西ドイツは相互に国家承認を行い、国連に同時に加盟した。その後、1990年に西ドイツが東ドイツを吸収し、統一した。韓国と北朝鮮は相互承認に至っていないが、1990年に国連同時加盟が実現した。台湾が国際的孤立に陥ったのは、1971年の国連における中国代表権の移転の後である。当時の台湾では、蒋介石総統が「大陸反攻」のスローガンのもと独裁政治を行っていた。彼は「中華民国」政府が中国の正当政府であると標榜し、国連安全保障理事会の常任理事国の席を占めていた。途上国の間で中国代表権の移転を支持する国が増えてきたため、日本やアメリカは一般の加盟国として「中華民国」の残留を模索した。しかし、蒋介石総統自身はこれを拒み、有効な対策を立てなかった結果、「中華民国」政府は国連総会第2758号決議により国連から追放され、台湾の政府として国連に残留する機会を逃した。

台湾にとって皮肉なことに、この前後、蒋介石総統は事故のため体調を崩し、息子の蔣経国への禪譲を始めた。蔣経国は1972年に行政院院長（首相）、1978年に総統（大統領）へ就任した⁹⁾。そして、限定的な民主化のほか、外交では「中華民国」の実効支配が「台湾、澎湖、金門、馬祖」（台澎金馬地区）にしか及ばないことを認め、ADBにおいて二重代表権方式により中国と共存することを模索した。その結果、二重代表権方式には失敗したが、「中国台北」の名義でADBに残留するための道筋をつけた（後述）。

本格的な変化は、李登輝政権（1988～2000年）によるものである。李登輝政権は総統直接選挙を実現し、1946年に中国で選出された議員が在職し続けた「万年国会」¹⁰⁾を終結させることで、完全な民主化を果たした。外

交面では、ADBの事例を教訓として、国家の体裁にこだわらない「実務外交」を展開するようになった。その一環として、要人による諸外国への休暇外交や非公式訪問が行われ、東南アジア諸国はそのおもな訪問先であった。また、「実体」という曖昧な地位での国際組織への加盟あるいは参加も模索され、APECやWTOへの加盟という大きな成果を収めた。

しかし、中国はこうした李登輝政権の政策に対して「法理独立」であると非難した。「法理独立」とは、台湾だけで総統や国会を選出すれば、「中華民国」が台湾だけの国家に変貌するという意味であり、蒋介石が独裁を正当化し、民主化要求を弾圧する口実として用いた言葉であった。1996年3月には台湾で初めての総統直接選挙が行われたが、その前に中国は台湾近海でミサイル演習を実施した。これを威嚇と受け止めた台湾の有権者は、中国に反発し、李登輝総統を高得票で再選させた。

陳水扁政権（2000～2008年）は後半において、WHOや国連への加盟の是非を問うレファレンダム（台湾の言い方では「公民投票」）を行った。レファレンダムは民主主義制度の1つであり、実は中華民国憲法にも規定がある。しかし、2003年まで実施法が制定されていなかった。また、2007年の国連加盟をめぐる投票では、中国だけではなく、アメリカもこのレファレンダムの実施を非難した。そのため、当時の野党、中国国民党は有権者にレファレンダムの棄権を呼びかけた。結局、このレファレンダムは投票率が有権者の半数に満たず、不成立に追い込まれたが⁽¹⁾、投票者の94%は国連加盟に賛成した。一方、中国国民党は、レファレンダムの代替措置として立法院（議会）での決議案で国連への「復帰」を求める決議案を提出したが、後に審議途中で放棄した。これは有権者に対する重大な裏切り行為のはずであるが、不思議なことに世論も民進党もこのことを問題にしていない。

このように蒋介石総統の独裁時代、台湾の市民は自決権の行使を妨げられてきた。一方、民主化の後、国際社会は地位未定の領域のまま、つまり「実体」として台湾に一部の国際組織や枠組への参加を許した。一方で台湾において自決権が形式的に行使されても、国際社会において国家としての承認を得られる可能性は低い。陳水扁総統は国連への加盟申請を行い、

またその是非を問うレファレンダムも行った。しかし、国連加盟は実現せず、むしろ、中国の軍事的威嚇や武力行使から台湾を守ってくれるはずのアメリカも、陳水扁総統を強く非難した。このように、中国を含めた国際社会はアメとムチで台湾の自決権行使を抑制してきたといえるだろう。

2. 台湾の地位をめぐる法律上の議論

このように、「中華民国」は民主化によって台湾の国家に変貌し、台湾市民の多くは台湾化した「中華民国」を自らの国家と考えることができるようになった。しかし、国際社会において、「中華民国」とは、政府承認を失った中国の政府として扱われる。また、中国とアメリカという大国は、台湾が国家として振る舞うことを妨げている。ただし、台湾の地位が何であるかは、自国の一部とする中国と、未定であるとするアメリカの間でも異なっている。そのため、台湾はその地位は曖昧なまま、国際社会への参加を模索するしかない状況にある。とはいえ、曖昧なままでの「実体」としての国際参加は容易ではない⁽¹²⁾。そのために、台湾のなかでも、台湾の国際的地位や「中華民国」の性格について議論が絶えない。そこで、台湾の地位をめぐる議論を整理しておく必要がある。おもな論点は、2つある。

(1) 「中華民国」と台湾

第1の論点は、「中華民国」と台湾の関係である。第二次大戦後、「中華民国」の政府機構は国共内戦で敗れた国民党とともに台湾にやってきた。この国民党やその支持者、とくに国民党に随伴してきた「外省人」とよばれる移民とその子孫は、「台湾は中華民国である」と考える⁽¹³⁾。彼らは、日本の放棄した台湾の領有権を「中華民国」が獲得したと考えている。

一方、「中華民国」による台湾の取得には法的な瑕疵（手続き上の重大な問題）があり、台湾の地位は住民の投票により決定しなければならないと指摘するのが、「台湾地位未定論」である⁽¹⁴⁾。また、台湾にもともと住んでいた本省人と呼ばれる人々にとって、「中華民国」は外来政権である。というのも、蒋介石・蔣経国政権が「法理独立」を口実に民主化を拒

み、民主化運動を弾圧した。国民党以外の政党の組織も厳しく制限した。このため、本省人の政治参加は難しく、当時の民主化運動に参加した人やその活動は、国民党やその翼賛政党に所属していないことから、「党外勢力」あるいは「党外活動」と呼ばれた。この「党外勢力」には、「中華民国」および国民党独裁への反発から、「台湾独立論」を主張した人が多かった。このように「中華民国」の台湾統治は、「中華民国」とともに中国からきた「外省人」と「本省人」、あるいは「中華民国」という国家の枠組と台湾という領域の齟齬を生み出したのである。

しかし、今日の民進党は必ずしも台湾独立派の教義に忠実でない。この背景には、李登輝総統による民主化がある。民主化により、多数派である本省人が「中華民国」の総統と国会を選出することになった。こうして、「中華民国」が台湾化された結果、本省人を含めた台湾の市民の多くは「台湾は国家である」と考えている。そして、「中華民国」という主権国家の枠組を借用しつつ、「中華民国」たる台湾を「中国大陸」（中国）から切り離すべきだと考えるようになった。こうした考え方は「独立台湾論」と呼ばれ、「中華民国」の台湾支配を否定する「台湾独立論」とは異なった考え方である。

「独立台湾論」は必ずしも精緻に理論化されたものではない。しかし、多くの有権者はこうした考え方を漠然ともっている。そのため、民進党は「台湾独立論」を主張することが有権者の支持を失うと考えるようになった。そこで1999年に「台湾前途決議文」と称する基本文書を制定し、党綱領に掲げた「台湾独立論」を棚上げした。そして、2000年から2008年の間、民進党の陳水扁が「中華民国」総統を務めた。また下野した後も国民党の馬英九政権による外交施策が「台湾の主権をおとしめている」と批判することが多いが、これは「台湾は国家である」との前提に立ったものである。民進党は事実上「台湾独立論」から「独立台湾論」へシフトしたといえる。

(2) 台湾化した「中華民国」と「中国」、中華人民共和国

第2の論点は、台湾あるいは「中華民国」と、「中国」あるいは中華人

民共和国との関係である。(1)だけを見ると、台湾における意見対立は収束したように思われる。また、台湾の世論は台湾が中華人民共和国の一部でないと考えており、民進党と国民党のいずれもこれを否定していない。しかし、広義の「中国」の扱いについては、国民党と民進党の間で対立がある。

中国国民党は「台湾は『中華民国』である」と考えるが、広い意味での「中国」という枠組も否定はしない。国民党の指導者や支持者の見方は、その人や時代によって変遷しているが、「『中華民国』には大陸地区と台湾地区があり、現在の『中華民国』政府は台湾地区のみを実効支配している」とされることが多い。こうした考え方は「憲法一中論」（憲法における「1つの中国」）と呼ばれ、今日の「中華民国憲法」修正条項にもとづいた解釈である。ただし、国民党のなかでも本土派と呼ばれる本省人の政治家のなかには、必ずしも「憲法一中」論に忠実でない。

一方、民進党は、「台湾は台湾である」と考え、広義の「中国」を嫌う傾向がある。2008年総統選挙に民進党の総統候補として出馬した謝長廷のように、民進党の政治家のなかにも「憲法一中」が憲法解釈として正しいと認めた例はある。しかし、これは現状を指したにすぎない。陳水扁総統は任期半ばより「新憲法制定」により、「憲法一中」を除去しようと主張したことがある。また、対外的にも「中華民国」"Republic of China"では"People's Republic of China"（中華人民共和国）と区別がつきにくいと主張し、陳水扁政権は台湾を国名として使おうとした。

こうした台湾での議論を中国の視点からみると、国民党は「2つの中国」、民進党は「1つの中国、1つの台湾」を主張していると映る。中国はいずれも容認していない。ただし、国民党は台湾の地位問題を棚上げし、暫定的に「1つの中国」だけを掲げることが可能である。この場合、中国も双方の地位を棚上げし、半官半民の交渉窓口機関を通じた対話に応じることができる。中国は「大陸」を名乗り、「大陸と台湾は対等である」との国民党の立場に歩み寄る。しかし、これは台湾の地位を棚上げしているにすぎず、また政府間関係でない場合のみ用いられる主張である。このことは裏を返すと、民進党や独立派からみると、国民党の主張は曖昧であり、中

国に迎合する恐れがあるように見える原因になっている。

また、中国は国際社会における場合や第三国と向き合う場合、台湾と対話する場合と異なる主張や態度をとる。これは、国際社会では、台湾の地位を定義する必要が多くなるためである。少なくとも、中国が台湾を「地位未定の領域」と定義することは、「台湾は自国の一部であり」、「中華民国はすでに存在しない」とする自らの主張に反する。また、台湾に国際参加のフリーハンド、つまり主権国家と同じ権能を発揮する機会を与えてしまう。そこで中国は、台湾が「国家を構成単位としない」国際組織に参加あるいは加盟する場合でも、中国政府の承諾が必要であると主張している。これは、台湾を香港と同様に扱う、つまり中国の従属領域として扱うことを意味する。

中国は国連安保理常任理事国であるほか、国連総会や国連専門機関において大きな政治力をもっている。というのは、国連や同専門機関の総会では、一国一票で意思決定されるため、数に勝る途上国の支持が大きな政治的意味をもつ。中国は途上国のリーダーとして、こうした外交場面における多数派工作に長けている。そのため、台湾のWHO参加は2003年の重症急性呼吸器症候群（SARS）流行後に欧米や日本からの支持を得たが、馬英九政権による中国との関係改善の後（2009年）まで実現しなかった。

なお、台湾独立派は中国の主張や現状に真っ向から挑む主張をしている。台湾の政府が「中華民国」を名乗ることは、中国の枠組に台湾をはめてしまい、国際参加の幅を狭めると懸念する。ちなみに、陳水扁政権が2007年に台湾の名義で国連への加盟を申請した国連事務局は中国代表権が解決済みであることを理由として、台湾名義での加盟申請を却下した。しかし、アメリカや日本の政府は、中国代表権問題と台湾の地位が無関係であると指摘し、国連事務局の解釈に異論を唱えた⁽¹⁵⁾。このように、台湾の名義による国際組織への加盟申請は国際法の法理に叶っている可能性があるが、現実的には困難である⁽¹⁶⁾。

その意味において、台湾の国際参加を進めるには、台湾の地位を棚上げし、「領域」として参加の拡大を模索するしか方法がない。現在、台湾が参加できる国際組織は、香港よりも少ない。台湾の国際空間は、潜在的に

も香港と同じ程度であるとしても、未だ拡大の余地がある。しかし、台湾政府が「台湾は中国の主権のもとにある」と認めることは、どの政党が政権を担っているかにかかわらず考えにくい。したがって、台湾の国際空間を拡大するには、中国との半官半民の組織を通じた対話においてのみ約束された「対等性」を、中国が国際社会でも認めるかどうかにかかっている。

第4節 台湾と香港による正式加盟の事例

中国とともに、台湾と香港も正式加盟している主要な国際組織・枠組としては、ADB、APEC、WTOがある。いずれも国連専門機関ではなく、ADBとAPECは地域性国際組織・枠組であり、WTOは国連の関係機関である。

1. アジア開発銀行

ADBは1966年に創設された。台湾は創設メンバーである。香港は1969年に加盟した。一方、中国政府は1983年2月、ADBに対して中国代表権の移転を要求する形で加盟手続きを始めた。

台湾の蔣経国政権は国連の場合と違い、当初から二重代表権方式での残留を模索した。まず兪国華中央銀行総裁は藤岡真佐雄ADB総裁への書簡で、自らが「台湾、澎湖、金門、馬祖」（台澎金馬地区）を実効支配する政府であると認めた（銭復[2005:538-539]）。ただし、「中華民国」が主権国家であることは譲らず、名義については中国が「中国（北京）」を名乗るのであれば、自らも「中国（台湾）」（China（Taiwan））や「中国（台北）」（China（Taipei））へ変更しても良いと譲歩した。こうすることで、台湾と中国が対等であることを示そうとした。

ところが、中国はあくまで代表権の移転にこだわった。名称についても自らは正式国名を名乗り、台湾には「中国台北」（Taipei, China）へ名義変更することを要求した。つまり、二重代表権を否定し、台湾を自らの一部

として扱うことを要求したのである。結局、ADBは1985年11月に中国政府と覚書を交わし、台湾の名義を「中国台北」(Taipei,China)に変更することを決めた(銭復[2005:546-547])。ただし、代表権の移転という形はとらず、変更後の英文名称も"Taipei, China"からスペースを削除することで、台湾への配慮を行った。とはいえ、蔣経国政権は地位の矮小化であるとして、ADBの措置に抗議し、1986年と1987年の総会を欠席した。

その後、蔣経国総統は1988年1月に死去し、李登輝副総統が総統に昇格した。李登輝政権はADBには名義変更への抗議を続けたが、1988年の総会より出席を再開し、北京で開催された1989年の総会にも出席した。

ADB残留が成功した要因は3点ある。第1にADBは加盟資格を主権国家に限定していない。香港が1969年に加盟しており、中国は台湾や香港と合わせて「一国三席」(1国で3つのメンバーシップ)を得られると考えた(林正義他[1990:24-27])。第2にADBの議決権は出資比率に応じている。台湾の残留を支持する日米はともに最大出資国であった。台湾も出資金のほか、残留工作として他の援助計画への寄付や基金への拠出を積極的に行った。第3にADBには未返済の対台湾借款が残っていた(林正義他[1990:37-38])。

その後、李登輝政権は国内の民主化に取り組むとともに、国家の体裁にこだわらない「実務外交」を始めた。次にGATT(1995年にWTOへ改組)加盟に取り組んだ。WTO加盟が了承されたのは政権交代後の2001年11月であるが、実質的な交渉は政権交代前の1999年に妥結した。また、1993年には「中華台北」(Chinese Taipei)⁽¹⁷⁾の名義でAPECへ加盟した。この「中華台北」は台湾側が受け入れられる名義として、他の国際組織への加盟でも用いられた。

2. APECへの加盟と参加の制限

APEC加盟は、「実体」として新規加盟した初の成功例である。APECでは台湾の加盟が極めて迅速に実現した。その成功要因としては、第1にAPECが開かれた地域主義を掲げたことと、第2にAPECの既存メンバー

には先進国が多かったことが挙げられる。しかし、それぞれの要因は副作用も含んでいた。

第1の要因により、台湾や香港、中国の招聘は1989年の創設当初から検討され⁽¹⁸⁾、1990年のシンガポール会議において次回ホストである韓国に手続きが委ねられた⁽¹⁹⁾。韓国は中国との間で覚書を締結し、1991年のソウル会議から台湾は「中華台北」名義で、中国や香港とともに加盟した⁽²⁰⁾。覚書にもとづき、以後、すべてのメンバーは加盟国でなく、「経済実体」(economy)と呼称された。

しかし、台湾だけは参加者の最高位が経済建設委员会主任委員や経済部長、中央銀行総裁など経済閣僚に限定され、外交部長や次長の参加は妨げられている(書楚[2003:391-392])。1993年以降の首脳会議でも総統は出席できず、経済閣僚あるいは財界出身者を代理に立てなければならない。台湾側は制限の突破を何度も試みた。陳水扁政権時代には李元簇・元副総統(2001年、上海会議)や王金平立法院長(2005年、釜山会議)を総統代理に打診したが、いずれも実現しなかった。馬英九政権になった2008年によやく連戦・元副総統(国民党名誉主席)がリマ会議に参加できた。

第2の要因は当初、第1の要因を補強する側面をもっていた。APEC加盟国にはASEAN諸国など途上国も多い。台湾はASEANが中心となって組織する枠組への参加を希望したが、実現しなかった(後述)。しかし、アメリカは台湾の市場開放という経済的な利害から、台湾のAPECやWTOへの加盟を支持していた。とくにアメリカのクリントン政権は台湾のWTO加盟に異論を唱える中国を牽制する役割を果たし、APECでも同様の役割を担った。クリントン政権はAPECにおいても途上国の市場開放を進める考えを強くもち、そのためにAPECの組織的強化を狙った。自国がホストを務めた1993年のシアトル会議でAPEC首脳会議の開催を実現した。次の1994年のボゴール会議では2010年の域内貿易自由化を掲げ、APECを単なる会議から協力枠組へ脱皮させた。

しかし、これがAPECにおける先進国とASEANなど途上国の対立を顕在化させた。マレーシアのマハティール首相はクリントン政権の強引なAPEC政策に反発し、アメリカと同国に同調したオーストラリアを除

外し、東アジア諸国だけの枠組である東アジア経済グループ (East Asian Economic Group: EAEG) 構想を 1990 年 12 月に唱えた (1991 年 10 月に、東アジア経済協議体 [East Asian Economic Caucus: EAEC] へ改称)。これはアメリカの反発により頓挫したが、同様の枠組は 2000 年以降に ASEAN+3 として復活した。台湾はこの東アジアの枠組に参加できず、APEC を重視し続けた。しかし、東アジア諸国の関心が失われたことで、APEC の求心力は大きく損なわれてしまった。

3. GATT/WTO 加盟交渉

台湾は 1990 年 1 月に「台湾、澎湖、金門、馬祖独立関税領域」の名義を用い、主権国家による加盟と同様、GATT 第 33 条にもとづき GATT に加盟申請した。一方、中国は台湾より早く、1986 年 7 月に「締約国の地位回復」を申請し⁽²¹⁾、1987 年に中国加盟作業部会が GATT に設置された。このため、台湾加盟作業部会の設置は 1992 年 9 月まで延ばされた。この際に、台湾は「中華台北」として GATT オブザーバーとされたが、同時に「台湾は中国の後に加盟すべき」という中国の要求（「中先台後」原則）も考慮されることになった。ただし、1995 年に GATT が WTO へ改組されたため、台湾と中国はともに、再度加盟申請した。

GATT/WTO 加盟には、既存加盟国の 3 分の 2 以上の同意が必要である。これは、既存加盟国が加盟申請国に新たな貿易譲許を迫る絶好の機会である。このため、加盟申請国は先進国を中心とする約 30 カ国との二国間交渉を迫られる⁽²²⁾。WTO の台湾加盟作業部会は 1999 年 5 月に、各国との交渉を含む台湾の加盟作業が事実上終了したと総括した⁽²³⁾。しかし、「中先台後」原則のため、加盟関係文書の採択は 2001 年 9 月まで先延ばしされた。

ただし、中国の主張もすべて受け入れられたわけではない。まず、WTO では GATT と違い、加盟申請は当事者政府自身が行うと明記された (WTO 設立協定第 12 条)。香港やマカオは第 26 条 5 項 (c) にもとづき、当時の宗主国の後援で GATT を適用されてメンバーとみなされたが、WTO では中国が台湾に同様の措置を行う余地がなくなった (竹内 [2001])。

また、アメリカは中国が台湾の地位問題に固執すれば、中国の WTO 加盟に関する二国間協議での合意を見送ると圧力を加えた⁽²⁴⁾。さらに、2001年11月のWTO閣僚会合は台湾と中国はほぼ同時にWTO加盟を了承したが、これも「中先台後」原則を骨抜きにし、中国が台湾の加盟に介入できないようにするためである⁽²⁵⁾。ただし、加盟時期は中国が同年12月、台湾が2002年1月とされ、中国の面子も立てた。なお、WTOにおける台湾の名義は「台湾、澎湖、金門、馬祖」独立関税領域であるが、「中華台北」も略称として用いられている。

第5節 東アジア地域枠組とASEANの問題

ASEAN+3をはじめとする東アジア地域枠組では、台湾と香港の参加が実現していない。現在の東アジア地域枠組は、ASEANを中心とする交渉の場が設定されている。ASEANは従来から中国と台湾の外交戦の対象であった。台湾はASEAN地域フォーラム（以下、ARF）やアジア欧州会合（ASEM）などASEANが組織する地域対話への参加を模索したが、中国はこれを阻止してきた。

ASEAN諸国の多くは1970年代に台湾（中華民国）から中国へ承認切り替えをしたか、もともと台湾と外交関係がなく、1990年代に中国との国交を樹立している。いずれにせよ、台湾がASEAN諸国と外交関係がないため、競争の条件はそもそも中国に有利であった。また、ASEANを軸とする枠組では、主権国家以外の参加が考慮されない点でも台湾に不利である。ASEANは結成以前に1国の政治不安が他国に波及した経緯があったため、各国の民族問題や政治不安の解消と地域の安定を並行して実現するという「国民的・地域的強靱制」概念をスローガンとしている（山影[1991:165]）。また、ASEAN発足後もその域内には従属領域としてポルトガル領東ティモールが残っていたが、インドネシアが侵略、併合してしまった。しかし、ASEANは内政不干渉を掲げており、これを咎めず、領域の参加を考慮してこなかった。

ASEAN が域外国を巻き込んだ枠組では、以前から台湾が排除されていた。ASEAN は周辺国を巻き込んだ安全保障対話の場として、ARF を組織した。しかし、内政不干渉は「平和5原則」の1つであり、ARF もこれを踏襲したため、中国が内政問題とする「台湾問題」は討議できないことになった（佐藤 [2003:47-48]）。1996年の第3回 ARF では議長声明において新規加盟国を主権国家に限ると明記した。そのため、台湾は ARF への参加を閉ざされ、そのセカンドトラックであるアジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）や ASEAN 諸国が中心となった別の安保枠組である「南シナ海における潜在的紛争処理のためのワークショップ」への参加のみ許容された。なお、後者への参加は、台湾が南シナ海問題をめぐって ASEAN と対立関係にあるため、中国が容認したものである（松田 [2004:70]）。

ASEAN+3 による FTA 構想は ARF と異なり、経済分野である。しかし、中国は台湾と第三国における FTA に反対している（第3章参照）。また、ASEAN+3 のなかには、アメリカのように中国の反対を抑えてでも台湾の参加を支持する国が存在しなかった。そのため、ASEAN+3FTA を含め、東アジアでは多国間 FTA への台湾の参加が考慮されてこなかった。

ただし、東アジアの多国間 FTA において、ASEAN 的な性格を強調し、領域による参加の余地を狭めることは、台湾だけでなく、香港の参加も阻んでしまう。これは中国にとってジレンマである。

ASEAN+3 に関する地域枠組としては、多国間 FTA のほかに、チェンマイイニシアティブにもとづく通貨スワップがある。2009年5月3日の ASEAN+3 財務相会議において、スワップ上限を増額し、枠組を強化するためのマルチ化が合意され、そのなかで香港が42億ドルのスワップ枠をもって参加することになった⁽²⁶⁾。このマルチ化に関する契約は、2009年12月28日に署名された。多国間 FTA においても、将来において中国が香港の参加が何らかの形で実現することを望む可能性は残っている。

まとめ

今日の国際社会では、主権国家と領域の区別が存在するものの、必ずしも厳密なものではない。領域が国際社会に参加するための条件は、事実上その領域の意思次第である。国際組織が構成員を主権国家と定めたのは、領域を排除するためではない。本来は領域に自決権が存在するとの前提において、領域が主権国家へ移行し、外交事務を自ら執り行うことを求めているにすぎない。

台湾のケースは、こうした国際社会の理念から逸脱している恐れがある。台湾は「中華民国」の統治を受けてきた。しかし、「中華民国」政府は蒋介石総統が中国の正統な政府だと標榜し続けたため、1970年代に主要国の承認と国連加盟の資格を失った。また、中国は台湾を自国の領土と主張し、台湾の自由な国際参加を阻止するために、主権国家以外の国際参加を制限することを主張した。国連や多くの専門機関では一国一票制で総会の議決が行われるため、途上国のリーダーたる中国の影響力が大きい。こうした背景から、台湾の国際参加は阻まれてきた。

また、主要国も承認切り替えの経緯から、中国の主張を一部受け入れてきた。台湾は、ADBにおいて名義を一方的に変更された。また、APECでは外相会議から排除され、同首脳会議には総統自身でなく、その代理しか受け入れられていない。確かにアメリカは中国による台湾 WTO 加盟の政治化を牽制し、台湾の WHO 参加も支持した。しかし、アメリカは台湾が主権国家として国連や WHO に加盟することまでは支持していない。ASEAN+3 の枠組は経済分野が主であり、APEC のように領域の参加も可能なように思われる。しかし、アメリカのように中国を牽制できる国が皆無であるため、台湾の参加は実現していない。

その一方で、香港は中国の従属領域である。そのために、中国を通じて国際組織への間接参加も可能であり、中国も香港に協力しているため、台湾よりも広い国際参加が実現している。台湾と香港は ASEAN+3 を軸とする東アジア地域枠組の多くから排除されてきた。しかし、香港だけは 2009 年にチェンマイイニシアティブへの参加が実現した。このことは、

ASEAN+3において、香港が台湾とともに除外されてきたことが中国にとってジレンマであったことを示す証拠の1つになり得る。

中国は台湾についても自らの利害に適う場合、台湾の参加を許容することもある。ADBや南シナ海問題がその事例である。中国は自らにとって都合の良い地域枠組と従属領域を求めている。ASEAN+3についても、中国が条件次第で台湾と香港の参加を認める余地は出てくるだろう。しかし、その条件は、台湾が「中華民国」憲法の定義でも構わないので、「1つの中国」を堅持することなのか、あるいは中国の主権下にあることを認めることなのかは分からない。

〔注〕

- (1) 国際組織も重要な国際主体であるが、これは国家によって構成されたものである。また、従来の主体の他にNGOや企業、個人も国際主体として認識されるようになってきたが、国際社会のフルメンバーシップをもつのは国家だけである。
- (2) 国際参加は、台湾でしばしば用いられる「国際參與」という中国語の和訳である。
- (3) いわゆる香港のうち、香港島と九龍半島の南端はイギリスが中国より割譲した領土であった。一方、新界（九龍半島の北側や離島部など）は租借地であり、その租借期限が1997年であった。法的にいえば、両者の扱いは異なるはずである。しかし、とくに戦後、人口増加や経済発展に伴い、新界の開発が進められ、法的な扱いが異なる両地域にまたがって経済社会活動が営まれるようになった。
- (4) 『「台湾、香港、澳門、沖繩民眾文化與國家認同比較研究」2005年香港部分』（香港大學民意研究計劃（<http://hkupop.hku.hk/chinese/report/okinawahk05/index.html>、2009年8月4日アクセス）。
- (5) 一般には香港の憲法と思われており、専門家のなかにも香港の憲法的法律とする説がある。しかし、実際には香港において制定されたものでなく、中国人民代表大会（議会）が制定した香港特別行政区の設置法にすぎない。
- (6) 詳細な条約や協定のリストは、以下参照。
律政司ウェブサイト「公約及国際協定」（<http://www.legislation.gov.hk/cinterlaw.htm>）。
- (7) 「涉港条約法律信息」中国外交部駐香港特派員公署ウェブサイト（<http://www.fmccprc.gov.hk/chn/tyyflsw/SGTF/t264072.htm>、2009年12月17日アクセス）。
- (8) WTOのように領域（独立関税地域）にも加盟資格を与えている事例を指す。
- (9) 蒋介石が死去した直後は、副総統だった嚴家淦が総統に昇格し、蔣経国へバト

ンタッチするまでの中継ぎを務めた。

- (10) 民主化前の台湾では国会に相当するものとして、国民大会（正副総統の選出や憲法改正を行う）、立法院、監察院（国政調査権を司る）の3つが存在した。しかし、監察院は議会組織から準司法機関に性格を変え、その構成員である監察委員は総統の指名と立法院の承認で任命されることになった。そのため、国民大会と立法院の選挙だけが実施された。ただし、国民大会は2005年に廃止され、現在は立法院のみが存続している。
- (11) 台湾のレファレンダムでは、その「成立」に有権者の過半数による投票が必要であり、成立したうえでの結果にも同様の条件が課されている。これはレファレンダムに消極的な中国国民党が議会多数占めていたため、このような高いハードルが課せられた。
- (12) 詳細は、竹内 [2010] 参照。
- (13) 丘宏達 [2004] によれば、台湾は「カイロ宣言」と「ポツダム公告」により中華民国の領土とされた。しかし、「中共」（中華民国）と中華民国のいずれを招くか第二次世界大戦の戦勝国間で一致をみなかった。そのため、アメリカはサンフランシスコ平和条約の締結から「中国」（ここでは中華民国）を排除した。これは、連合国共同宣言に違反する。ただし、アメリカは米華相互防衛条約において、中華民国の台湾領有を事実上追認したという。

なお、カイロ宣言は、当時のアメリカ国務省の英文文書において "Communique" (声明) とされていた (原文は国立国会図書館ウェブサイト [http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/01/002_46/002_46tx.html, 2010年9月16日アクセス] 参照)。だとすれば、宣言ではなく「カイロ声明」と呼び、法的効力を否定する彭・黄説の正しい可能性が高くなる。
- (14) 彭敏明・黄昭堂 [1983] によれば、日本はサンフランシスコ平和条約で台湾の領有を放棄したが、譲渡先は示されていない。放棄後の日本は台湾の帰属を決める立場にはない (彭・黄 [1983:144])。また、「カイロ声明」や「ポツダム布告」は単なる文書であり、法的効力をもたない (彭敏明・黄昭堂 [1983: 第4章])。米華相互防衛条約がいう「領土」とは信託統治地域を含むため、中華民国の台湾領有を認めるものではない (彭敏明・黄昭堂 [1983:177])。したがって、台湾の地位は未定のままであると指摘している。
- (15) "ROC statehood undecided: US official" *Taipei Times* Sep 01, 2007,
『台湾の地位、国連解釈は不適切』日本政府が異議申し入れ『日本経済新聞』2007年9月7日。
- (16) ただし、陳水扁総統は2007年「台湾」名義での国連加盟を申請したが、その是非を問うレファレンダムは2008年3月の総統選挙と同日に行われた。つまり、

この加盟申請時には未だ民意を問うていなかった。

なお、当時の野党国民党は、陳水扁総統や民進党が国連加盟の申請やその是非を問うレファレンダムは総統選挙で民進党候補への支持を集める手段として利用したと批判した。しかし、国民党も民進党に対抗するため、「国連復帰」の是非を問うレファレンダム案を提案した。

- (17) 「中華台北」は政治的な論争や地位問題を回避するため、オリンピックで用いられてきた名義である。詳細は張啟雄 [2002] 参照。
- (18) APEC First Ministerial Meeting (Canberra, Australia, Nov 6-7, 1989) JOINT STATEMENT (http://www.apec.org/apec/ministerial_statements/annual_ministerial/1989_1st_apec_ministerial.html より PDF 形式でダウンロード, 2008 年 12 月 29 日アクセス)。
- (19) SECOND APEC MINISTERIAL MEETING (SINGAPORE 29-31 JULY 1990) JOINT STATEMENT (http://www.apec.org/apec/ministerial_statements/annual_ministerial/1990_2th_apec_ministerial.html より PDF 形式でダウンロード, 2008 年 12 月 29 日アクセス)。
- (20) THIRD APEC MINISTERIAL MEETING (SEOUL, KOREA 12-14 NOVEMBER 1991) JOINT STATEMENT (http://www.apec.org/apec/ministerial_statements/annual_ministerial/1991_3th_apec_ministerial.html, 2008 年 12 月 29 日アクセス)。
- (21) 中華民国は GATT 原加盟国であった。しかし、1949 年に中国大陸の支配地域を失い、台湾に移転したため、1950 年 3 月に脱退した (林正義他 [1990: 59])。1965 年 3 月に事実上の台湾当局として GATT オブザーバーとなったが、1971 年にその地位を失った。
- (22) WTO 加盟国数より少ないのは、実務交渉を行う能力のない国も多いためである。
- (23) 当時、台湾との協議が未了だったのはコスタリカ、ブラジル、ペルー、香港である (經濟部國際貿易局 [2001])。このうち、香港は協議終了を認めたが、中国に配慮して合意文書への署名を拒否し続けた (外交部外交年鑑編輯委員會 [2000: 288], 蕭振寰 [2005:373])。
- (24) 「石廣生：台湾入會案是極端重要政治議題」『中國時報』2000 年 9 月 28 日。
- (25) 「柯林頓：兩岸同會期入世貿 勿搞一中」『中國時報』2000 年 9 月 8 日
- (26) 「立法會財經事務委員會 參考資料摘要 香港參與『清邁倡議多邊化』安排」香港立法會ウェブサイト (<http://www.legco.gov.hk/yr09-10/chinese/panels/fa/papers/fa1102cb1-145-6-c.pdf>, 2010 年 2 月 7 日アクセス)。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 佐藤孝一 [2003] 「ASEAN を中心とした広域安全保障協力と日本」山影進編『東アジア地域主義と日本外交』日本国際問題研究所, 45-65 ページ。
- 竹内孝之 [2001] 「两岸経済統合の政治的意義と障壁」『現代中国』第 75 号, 161-178 ページ。
- [2010] 「台湾の国際参加：国際空間の拡大？」若林正文編『ポスト民主化期の台湾政治』アジア経済研究所, 303-330 ページ。
- 陳荔彤 [2006] 「国際法から見た香港特別行政区の対外関係」『問題と研究』1・2 月号, 121-135 ページ。
- 彭敏明, 黃昭堂 [1983] 『台湾の法的地位』（第 2 刷）東京大学出版会。
- 松田康博 [2004] 「中台関係と国際安全保障：抑止・拡散防止・多国間安全保障協力」『国際政治』第 135 号 2004 年 3 月, 60-77 ページ。
- 山影進 [1991] 『ASEAN：シンボルからシステムへ』東京大学出版会。

<中国語文献>

- 經濟部國際貿易局 [2001] 「我與 WTO 各會員簽署雙邊協議之時間表」(http://www.doc.trade.gov.tw/BOFT/web/report_detail.jsp?data_base_id=DB008&category_id=CAT311&report_id=15549, 2009 年 9 月 16 アクセス)。
- 林正義・葉国興・張瑞猛 [1990] 『台灣加入國際經濟組織分析』台北：國家政策研究資料中心。
- 錢復 [2005] 『錢復回憶錄 【卷二】』台北：天下文化。
- 丘宏達 [2004] 『關於中國領土的國際法問題論集 修訂版』台北：台灣商務印書館, 1-16 ページ（初出：丘宏達 [1971] 「台灣澎湖法律地位問題的研究」『東方雜誌』復刊第 4 卷第 12 期 6 月）。
- 書楚 [2003] 「台灣與國際組織關係」盧曉衡編『中國對外關係中的台灣問題』台北：海峽學術出版社, 388-400 ページ。
- 蕭振寰 [2005] 「台灣加入 GATT/WTO 的歷史回顧」『台灣國際法季刊』第 2 卷第 2 期 6 月, 323-386 ページ。
- 外交部外交年鑑編輯委員會 [2000] 『中華民國八十九年外交年鑑』台北：外交部。
- 張啟雄 [2002] 「東方型國際秩序原理之型模建構與分析：1956 年墨爾本奧運會前後中國代表權之爭」『戰後東北亞國際關係』台北：中央研究院亞太研究計畫, 85-146 ページ。